

世田谷区官民連携指針【第3版】 概要

1. 区における官民連携

官民連携の目的

官民連携における大前提の目的は、社会課題の解決と公共サービスの更なる充実にある。区(官)と民間企業等(民)が互いに強みを持ち寄り連携することで、一主体のみでは解決困難な課題に対しても、包括的で持続的なアプローチが可能となる。これにより、従来の枠組みにとらわれない新たな解決策が生まれ、区民に対するより効果的なサービスの提供につながるなどが期待される。

指針の策定の目的

官民連携指針策定以前は、各所管において民間企業等からの提案を受けていたため、連携のプロセスが不明確であったり、複数所管にまたがる提案については対応できていない状況にあった。それらの課題に対応するため、平成29年度に官民連携指針を策定した。指針策定当時の連携は、民間企業等が経費等のリソースを負担する形が一般的だったが、近年は社会的に意義のある取組みが持続可能となるよう、民間企業等が一定の利益を生み出しながら連携する事例も増えている。こうした連携のあり方の変化やこれまでの連携実績を踏まえ、官民連携の基本的な考え方、プロセス、手法及び留意事項等を改めて整理するとともに、区の姿勢及び仕組みを明示・共有するため本指針を改訂し(令和8年4月)、時代に合った官民連携をさらに推進していく。



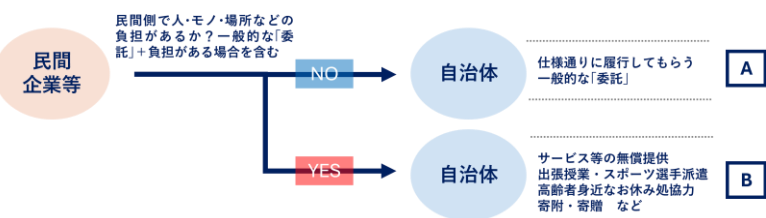
2. 官民連携の定義

区では、区と民間企業等が共通の目的を持ち、それぞれの強みを持ち寄ることで、社会課題の解決や更なる公共サービスの充実に資する取組みを「官民連携」とし、協定や覚書の締結を伴わないものも含むものとする。

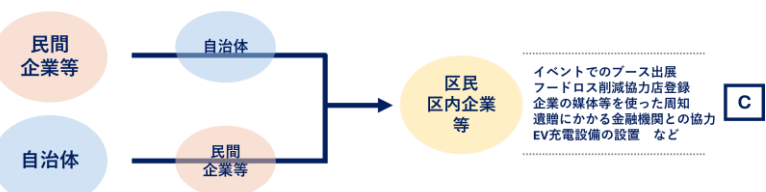
(下図 B~Dが該当)

コラム | これも官民連携？

パターン1 | 自治体へ導入する



パターン2 | 自治体・民間企業等を介して広める



パターン3 | 自治体・民間企業等が共に創る



3. 官民連携の基本的な考え方

- (1) 官民連携は目的ではない
- (2) 対等な関係
- (3) 対話による価値の創造
- (4) 効果の検証及びフィードバック
- (5) 行政コストの最適化
- (6) 民間企業等の社会的貢献
- (7) 多様性を認め合い、人権を尊重する社会の実現

4. 官民連携の体制

- (1) 官民連携に関する庁内外の繋ぎ役を担う官民連携提案窓口「せたがやCo-Lab.」を設置



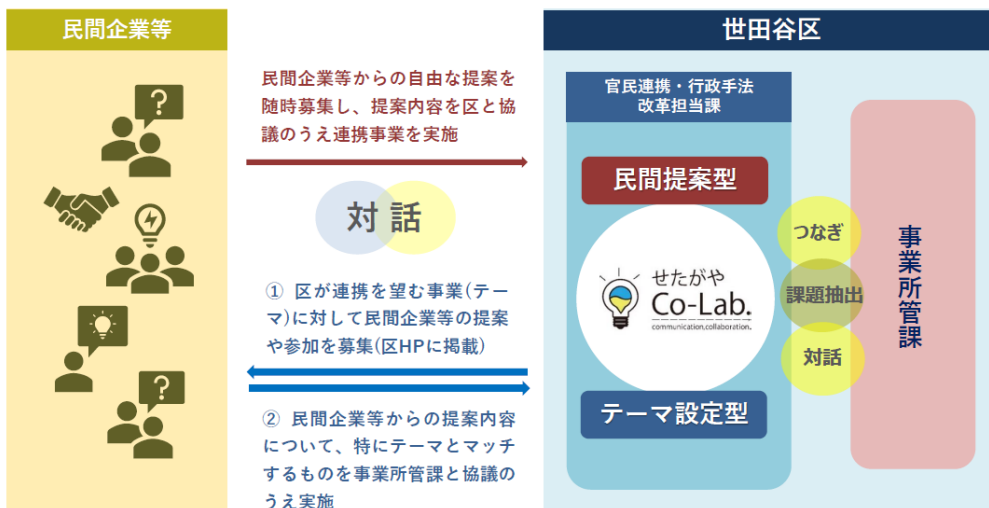
- ・提案方法(下記以外に直接所管への提案も可能)
 - 民間提案型、テーマ設定型…下図に記載
- ・実証実験提案制度

区が一部経費(令和8年度から100万円を上限)を負担しつつ、民間企業等からの効果的な提案や所管課のチャレンジングな取組みを積極的かつ迅速に実施する制度。提案方法としては、上記提案方法に記載の2つの方法がある。

- (2) サウンディング型市場調査

市場調査手法の一つであり、市場性の有無や実現可能性、アイデア等の把握、公募に向けた条件整理等を目的として、事業を決定する前に、民間に広くびかけ、直接対話によって意見を聴く手法。

図：せたがやCo-Lab. の仕組み



コラム | 連携の提案にあたって…

民間企業等の立場から官民連携に関する提案を検討する際、以下の点を確認することで対話、検討を円滑に進めることができる。

- ①区の課題や目標 ②区の既存事業 ③持続可能性

5. 留意事項等

- (1) 提案・連携の資格
- (2) 提案情報の取り扱い

提案に関するアイデア等の知的財産について協議のうえ適切に保護する。保護すべき情報以外は広く公開し、新たな取組みの形成に活かす。
- (3) 提案に対するインセンティブ

民間企業等からの提案により得たアイデアをもとに事業化する場合、公募条件等に具体的に反映されるような提案をした民間企業等については、公告文等に明示したうえで、プロポーザルの評価時において総配点(加点部分を除く。)の10%を上限として合計への加点を行う可能性がある。
- (4) 協定・覚書

協定書や覚書は必要に応じて締結する。
- (5) 契約

区の費用負担が生じる場合等で契約を締結する際は、他の契約と同様に、関係法令、条例、規則等に基づき、契約手続き所管部署と十分に調整のうえ、適切な契約手続きを行う。

6. 共催・協力等の考え方

- (1) 主催 (2) 共催 (3) 協力 (4) 協賛
- 【参考】後援(手続き方法)

参考 | 官民連携に関するガイドライン